

2021年度
年間手当

秋厚労ニュース

NO1962号

2021年6月11日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

夏期手当2ヶ月

妥結

6月7日（月）、経営側より年間手当に関する要求の回答がありました。各支部にFAXで知らせ全支部からの判断を集約。その結果、妥結することを決めました。

年間手当に関する要求の回答

1. 夏期賞与として次のとおり支給致します。
 - (1) 支給額（本俸＋調整手当＋家族手当＋世帯支援手当）×2.0箇月
 - (2) 支給日 令和3年7月15日
 - (3) 支給基準日 令和3年7月15日在職者
2. 年末賞与については、上半期の経営実績とその後の経営状況を踏まえ、しかるべき時期を捉えて交渉致します。
3. 年度末賞与については、事業計画上考えておりません。

全支部の回答に対する判断を集約

5月8日（土）の中央執行委員会、年間手当の交渉は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、①文書回答をもらい各支部に連絡②支部で判断（妥結か交渉継続）③支部の意見

6月5日（土）の中央執行委員会、妥結を集約し進め方も相談しながら進めることを確認しました。

ストライキ権批准率

96.3パーセント

6月5日（土）の中央執行委員会、ストライキ権の確立となりました。県内で新型コロナウイルス感染者が増加している中、ストライキ権の確立となり、ストライキ権の確立となりました。批准率が96.3パーセントとなり、ストライキ権の確立となりました。

ストライキ権の回収に時間がかかっている」という意見があり投票率が心配されましたが、高い批准率になったのは組合員の年間手当に対する要求への切実さが反映した結果です。

10日

妥結を決定

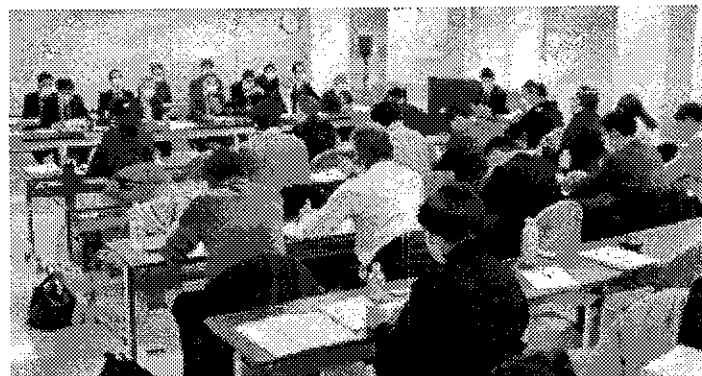
6月7日（月）に秋厚労会館に経営側が来所。回答指定日より早く文書回答をもらいました。すぐに各支部にFAXで連絡。支部で回答の内容について判断してもらい、結果を集

約しました。

10日（木）、全支部一致で妥結することに決まりました。

年間手当は生活給

同日、経営側へ「妥結」する旨を文書で伝えました。秋厚労は年間手当は生活給と位置づけ、今後年末手当に向け交渉をしていきます。要求実現のため、さまざまな取り組みに組合員全員が一丸となりがんばっていきましょう。



2021年3月12日 春闘団体交渉の様子